

高知大学教育職員免許状更新講習実施委員会規則

平成20年4月16日
規則第3号

最終改正 平成30年4月11日規則第3号

(趣旨)

第1条 高知大学が関与して行われる教育職員免許法の規定に基づく教育職員免許状更新講習（以下「更新講習」という。）の円滑な実施のため、高知大学教育職員免許状更新講習実施委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画・実施に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教師教育センター長
- (2) 更新講習の必修領域を担当する教員又は選択必修領域を担当する教員のうちから委員長が指名した者 1人
- (3) 更新講習の選択領域を担当する教員のうちから委員長が指名した者 1人
- (4) 学部及び大学院総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻の専任担当教員から選出された教員 各1人
- (5) 学務部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長を置き、教師教育センター長をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 前条第1項第2号から第5号までの委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

4 議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 更新講習を行う他大学及び高知県教育委員会との連絡調整に関する事。
- (2) 更新講習の開設に関する事。
- (3) 受講者の受付に関する事。
- (4) 更新講習の成績評価に関する事。
- (5) その他更新講習について必要な事項に関する事。

(専門部会)

第5条 委員会に、特定の事項について審議するための専門部会を置くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月16日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月25日規則第154号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月14日規則第32号)

この規則は、平成28年12月14日から施行する。

附 則 (平成29年12月27日規則第34号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月11日規則第3号)

この規則は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。